～ 備中高梁の風情を活かす景観まちづくり ～

「高梁市景観計画③」

平成 26 年７月１日施行予定の高梁市景観計画・景観条例（案）の概要について解説します。１月号から連載している「高梁市景観計画（案）」について、今月号では、建築物や工作物などを新築、増築、改築もしくは移転、模様替えなどをする場合に、市への届け出が必要となる行為についてお知らせします。

■問い合わせ　まちづくり課歴史まちづくり係　☎㉑０２５７

◆建てる前には届け出が必要です

建築物や工作物の新築、増築、改築、移転、模様替えなど、一定の規模以上の行為を行う場合は、事前の相談や届け出が必要となります。現在、届け出は市へ提出いただき、記載事項等の確認後、備中県民局へ送付し、県で審査を行っています。

高梁市景観計画・景観条例の施行後は、施行前と同様に市への届け出が必要となり、審査については、まちづくり課で高梁市景観計画に定める景観形成基準により、届け出内容を審査することとなります。

■行為の計画から、届け出、審査、工事に着手するまでの流れ

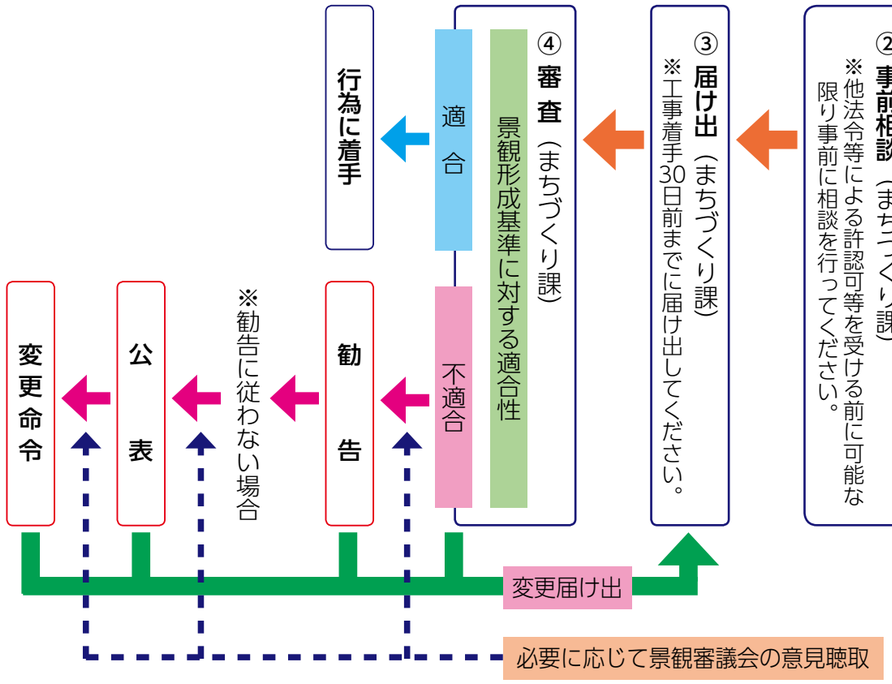

■「たかはし景観フォーラム」を開催します

◆日時　3月 22 日㈯　午後２時～午後４時 30 分　◆会場　文化交流館　中ホール　◆参加費　無　料

○基調講演

「次世代に美しい町を残す」

ノートルダム清心女子大学教授
上田恭嗣さん

○事例発表

「まちにあかりを灯す」

ＮＰＯ法人倉敷町家トラスト代表理事
中村泰典さん

○高梁市景観計画の概要説明

■問い合わせ　まちづくり課歴史まちづくり係　☎㉑０２５７

◆届け出の対象となる行為は地区によって異なります

届け出の対象となる範囲は市全域で、「重点地区である高梁城下町地区・吹屋周辺地区」と「普通地区である重点地区以外の市全域」では、届け出の対象となる行為の種類・規模が異なります。それぞれの地区で、届け出の対象となる行為の概要は下記のとおりです。

＜重点地区における届け出の対象となる行為＞

行為の種類			届出対象となる規模等
建築物	新築、増築、改築、移転		・当該行為に係る部分の床面積の合計が 10 平方㍍を超えるもの ・新築後、増築後、改築後、移転後の高さが５㍍を超えるもの
建築物	外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更		・当該行為に係る部分の床面積の合計が 10 平方㍍を超えるもの
工作物	新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更	煙突、排気塔、電波塔、高架水槽、記念碑等	・高さが５㍍を超えるもの ・建築物と一体となって設置される場合は、当該工作物の高さが１㍍を超えるもの
工作物		立体駐車場、ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾟﾗﾝﾄ、貯蔵処理施設等	・高さが５㍍、または築造面積が 10 平方㍍を超えるもの ・建築物と一体となって設置される場合は、当該工作物の高さが１㍍を超えるもの
工作物		広告板、広告塔等	・高さ５㍍を超え工作物自体の高さが１㍍を超えるもの。または表示面積の合計が１平方㍍を超えるもの ※法令の規定により表示する広告物、またはこれを掲出する物件等は、届け出を要しない。
工作物		擁壁、垣、さく、塀等	・高さが 1.5㍍を超えるもの
工作物		電線路、空中線、その支持物	・高さが 10㍍を超えるもの
その他	土砂の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更、水面の埋立て		・当該行為に係る部分の土地面積が 500 平方㍍を超えるもの。または高さが 1.5㍍を超える法面、擁壁を生じるもの
その他	木竹の伐採		・高さが 10㍍を超えるもの。または伐採面積が 500 平方㍍を超えるもの
その他	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		・物件の高さが 1.5㍍を超えるもの。または当該行為に係る部分の水平投影面積が 1000 平方㍍を超えるもの

＜普通地区における届け出の対象となる行為＞

行為の種類			届出対象となる規模等
建築物	新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更		高さが 10㍍、または建築面積 500 平方㍍を超えるもの
工作物	新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更	煙突、排気塔、電波塔、高架水槽、記念碑、立体駐車場、擁壁、ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾟﾗﾝﾄ、貯蔵処理施設等	・高さが 13㍍、または築造面積 1000 平方㍍を超えるもの
工作物		広告物、広告塔等	・高さが 13㍍、または表示面積が 25 平方㍍を超えるもの
工作物		垣、さく、塀等	・高さが３㍍を超えるもの
工作物		電線路、空中線、その支持物	・高さが 20㍍を超えるもの
その他	土砂の採取、鉱物の掘採		国道、県道、鉄道線路の境界から 1000㍍以内の区域について ・当該行為に係る部分の土地面積が 1000 平方㍍を超えるもの。または高さ５㍍、長さ 10㍍を超える法面、擁壁を生じるもの
その他	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		国道、県道、鉄道線路の境界から 100㍍以内の区域について ・物件の高さ５㍍、または当該行為に係る部分の土地の面積が 1000 平方㍍を超えるもの

■ 高梁市景観計画策定委員会による「高梁市景観計画（案）」の報告式

２月２７日、高梁市景観計画策定委員会で約１年半かけて取りまとめた高梁市景観計画（案）を上田恭嗣委員長（ノートルダム清心女子大学教授）から近藤市長に手渡し、計画（案）の策定報告を行いました。

今後、市は景観計画・景観条例の施行に向けて、本計画への理解を深めるため重点地区を対象に市民説明会を開催していきます。